

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条 約款の適用

1. 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸渡すものとし、借受人は記載事項を承諾したうえでこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条 予約（申し込み・変更・取り消し等）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、あらかじめ車種クラス、開始日時、借受期間、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、別に定める予約申込金を支払うものとします。
2. 借受人は、1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
3. 借受人は、当社の承諾を得て予約を取り消すことができます。借受人は、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
4. 予約成立の前後にかかわらず、事故、盗難、不返還、リコール、レンタカー返却遅延、天災等の事由により貸渡契約が締結されなかったときは予約の申込または予約は取り消す。この場合、当社は予約申込金を返還するものとします。

第3条 貸渡契約の締結

1. 当社は、貸渡レンタカーがない場合は又は借受人が第6条各号に該当する場合を除き、借受人の申込により貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、運転免許証、運転免許証以外の書類の提示、それらの写しをとることがあります。借受期間中に借受人と連絡をするために携帯電話番号の告知を求めることがあります。
2. 貸渡契約の申し込みは、借受条件を明示して行うものとします。
3. 貸渡契約を締結した場合、借受人は別に定める貸渡料金を支払うものとします。

第4条 貸渡契約の成立・代替レンタカー等

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡した時に成立するものとします。
2. 当社は、借受人から予約のあったレンタカーを何らかの事由で貸渡することができないときは、予約と異なる車種クラス（「代替レンタカー」という。）のレンタカーの貸渡しを申し入れることができるものとします。
3. 借受人が前項の申し入れを承諾した場合、予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金とし、予約された車種より低くなるときは当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は代替えレンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第5条 貸渡契約の解除

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に各号の1に該当したときは、何らかの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合は、前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 借受人の責に帰する事由により事故を起こしたとき。
 - (3) 第6条各号に該当することとなったとき。
2. 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第23条3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条 貸渡契約の締結の拒絶

当社は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 予約に際して定めた借受人と貸渡契約締結時の借受人とが異なるとき。
- (5) 過去の貸渡において、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6) 過去の貸渡しにおいて、禁止行為があったとき。
- (7) 過去の貸渡しでレンタカー返還時、燃料が満タンでない場合の支払い等の処置に該当する行為があったとき。
- (8) 過去の貸渡しにおいて、この約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (9) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき、またその者の所属する会社であると認められるとき。
- (10) 当社との取引に関し、当社従業員その他の関係者に対して、暴力行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は言辞を用い心身の恐怖を与えたとき。
- (11) 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (12) 貸渡条件その他の条件を満たしていないとき。
- (13) その他、当社が不当と認めたとき。

第7条 借受条件の変更

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第8条 不可抗力事由による貸渡契約の中途終了

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不可となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第9条 中途解約

1. 借受人は、借受期間中であっても当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。この場合には借受人は第9条の中途解約手数料を支払うものとします。
2. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡中に返還した場合は、貸渡契約を解約したものとします。
3. 前項によりレンタカーを返還したときは、当社が受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第3章 貸渡自動車

第10条 貸渡方法等

- 1.当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備ならびに点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに不良がないことを確認したうえで、当該レンタカーを貸渡すものとします。
- 2.当社は、前項の確認において、レンタカーの整備不良を発見した場合は、交換等の処置を講ずるものとします。
- 3.当社はレンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

第11条 貸渡料金

- 1.貸渡料金の額は、レンタカー貸渡時において地方運輸局運輸支局長に届出て実施している料金表によるものとします。
- 2.当社が受領する貸渡料金は基本料金及び貸渡に付帯する付帯料金の合計金額とします。

第12条 貸渡料金改定に伴う処置

- 1.前項の貸渡料金を予約した後に改定した場合は、予約をしたときの料金表によるものとします。

第5章 責任・使用

第13条 管理責任

- 1.借受人は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまでの借受期間中、善良な管理者の注意義務をもって保管するものとします。
- 2.前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しに始まり、当社に返還してときに終わるものとする。

第14条 日常点検整備

- 1.借受人は、借受期間中、仮受けたレンタカーについて、麻一に使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第15条 定期点検整備

当社は、道路運送車両法48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

第16条 禁止行為

借受人は、レンタカーの借受時間中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その現状を

変更すること。

- (4) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 借受人及び貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者がレンタカーを運転すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

第17条 自動車貸渡証の携帯義務等

- 1.借受人は、レンタカーの借受期間中に交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 2.借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社へ通知するものとします。

第18条 賠償責任

- 1.借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。
- 2.借受人は、その責に帰する事由によりレンタカーまたはその付属品に損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー又はその付属品の修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金（ノンオペレーションチャージ）を支払うものとします。

第19条 ドライブレコーダー

借受人は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、使用中のレンタカーにおいて、運転者の運転状況や同乗者を含むレンタカーの車内状況が記録されること、当社が当該記録を以下の各号に定める場合及び当該レンタカー車両事故等が発生した場合で、当社が契約している保険会社が当該記録を当社に求めた場合、当社が借受人の承認を得ることなく保険会社に当該記録を提出することを異議なく承諾します。

6章 自動車事故・故障・盗難等

第20条 事故処置

- 1.借受人は、レンタカーの借受期間中に当該レンタカーに係わる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し大小にかかわらず法令上の処置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し指示に従うものとする。
 - (2) 事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、保険会社が必要とする書類等を遅延なく提出すること。
 - (3) 事故に関し、第三者と示談又は協定、その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (4) レンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 2.借受人は、前項の措置をとるほか、自らの責任において自己の処理、解決に努めるものとします。
- 3.当社は、借受人のため該当レンタカーに係わる事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4.当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両については衝撃が発生、又は急制動がなされた場合の状況を記録するものとします。必要があると認められた場合には、ドライブレコーダーの記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第 21 条 補償

1.当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第 18 条第 2 項の損害賠償責任を次の限度内において、てん補するものとします。

- (1) 対人補償 1 名限度額 無制限
- (2) 対物保障 1 名限度額 無制限
- (3) 車両保障 時価額
- (4) 搭乗者保障 1 名限度額 3,000 万円
- (5) 保険使用の場合は、免責代として 50,000 円を

借受人の負担とします。

2.保険金又は補償金が支払われない損害及び前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3.当社が第 1 項の対人補償限度を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。

4.警察及び当社に届出のない事故、損害保険約款の免責条項に該当する事故、貸渡し後に第 6 条 1 号から 12 号若しくは 6 号に該当して発生した事故、及び借受期間を当社の承諾を受けることなく延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険ならびにこの補償制度は適用されません。

第 22 条 ノンオペレーションチャージ

万が一事故を起こされ、レンタカーに損害を与えた場合、または借受人の過失により内外装に加修を必要とする場合の修理期間、内容に関係なく修理期間中の損害賠償の一部として当社は下項を請求し、借受人はそれを支払うものとします。

- (1) 自走で返却できた場合、20,000 円
- (2) 自走できず返却出来ない場合、50,000 円

第 23 条 故障処置

1.借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社へ連絡をするとともに当社の指示に従うものとします。

2.借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

3.借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替えレンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4.借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第 24 条 天災等不可抗力事由による免責

1.当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人は仮受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これに生ずる損害について仮受人の責任を問わないものとします。この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2.借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

3.天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不可となった場合、また借受人及び第三者の物品その他に損害を生じた場合、当社の責任を問わないものとします。

第 25 条 盗難発生時の処置

借受人は、借受期間中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し、当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、要求する書類等を遅延なく提出すること。

第 26 条 使用不能による貸渡契約の終了

- 1.借受期間中において事故、故障、盗難その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了することとします。
- 2.借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が3項又は5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3.故障等が貸渡し前に存した欠陥、不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、借受人は当社から代替レンタカーの貸渡しするものとします。代替レンタカーの条件については、第4条第2項を準用するものとします。
- 4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返金するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5.故障が借受人、当社のいずれの責にも帰すべからず事由により生じた場合は、当社受領済の貸渡料金から貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6.借受人は本条に定める措置を除きレンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 7 章 取消し・払い戻し等

第 27 条 予約の取り消し等

- 1.借受人は第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返納するものとします。
- 2.当社は、第2条の予約を受けたのにもかかわらず、当社の都合で予約を取消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 3.第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納するものとします。
- 4.当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことにおいて、前3項に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

第 28 条 中途解約手数料

- 1.借受人は、借受期間中であっても当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合当社は、受領済の貸渡料金から、レンタカーの貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2.借受人は前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料 = (貸渡契約期間に対応する貸渡料金 - 貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金) × 50%

第 29 条 貸渡料金の払戻し

1.当社は、次の各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額

第8条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

第9条第1項により、借受人が中途解約をしたときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した機関に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2.前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他の受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第8章 返還

第30条 返還責任

1.借受人は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2.借受人が前項に違反したときは、借受人は、それにより当社に損害を賠償するものとします。

3.借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第31条 返還時の確認等

1.借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗した箇所等を除き引き、渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2.当社は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立ち合いの上、レンタカーの状態を確認するものとします。

3.借受人は、レンタカーの返還にあたって、当社の立ち合いの上、レンタカー内に遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

4.レンタカーの返還において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンではない）の場合には、借受人は、料金表等に従い算出した燃料費を支払うものとする。

第32条 レンタカーの返還時期等

1.借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2.借受人は、第7条1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

3.借受人は、第7条1項による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、次に定めるところにより算出した違約料を支払うものとします。

返還時間変更違約料=超過した時間に応じた超過料金×200%

第33条 返還場所等

1.借受人は、第3条2項により明示した返還場所に返還するものとします。

2.借受人は、第7条1項により所定の返還場所を変更したときは、借受人は、返還場所によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

3.借受人は、第7条1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定めるところによる違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

第34条 レンタカーが返還されない場合の処置

1.当社は、借受人が貸渡期間終了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還要求に応じないとき、又は借受人の所在が不明のときは、乗り逃げ被害を含む必要な処置をとることができるものとします。

第9章 駐車違反

第35条 違法駐車の場合の措置等

- 1.借受人は、借受期間中にレンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。
- 2.当社は、警察からの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、借受期間終了時又は当社の指示するときまでに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人はこれに従うものとします。なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知及び納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人に対して前項の指示を行うものとします。また借受人が、前項の指示に従わない場合は、当社は何らかの通知。催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人は違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社指定の文書（以下「自認書」という）に自書するものとします。

第10章 雑則

第36条 遅延損害金

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条 管轄裁判所

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店若しくは営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

第38条 反社会的勢力等の排除

- 1.借受人は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、補償します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）。
 - (2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - (4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - (5) 犯罪による収益の移転防止において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪に該当する罪を犯した者。
- 2.当社、借受人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害す

る行為。

(3) 犯罪に該当する罪に該当する行為。

(4) その他前各号に準ずる行為。

第 11 章 個人情報

第 39 条 個人情報の利用目的

当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- 1.借受人の本人確認及び審査を行うこと。
- 2.道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

第 40 条 個人情報の登録及び利用の同意

借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許番号等を含む個人情報が、当社に 7 年を越えない期間登録されること並びに当社にて貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- 1.当社が道路交通法第 51 条 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- 2.駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- 3.車両の不返還があったと認められる場合

附則

本約款は令和 4 年 8 月 1 日から実施します。